

かながわD P A T 活動要領

1 概要

(1) かながわD P A Tとは

国内で地震、台風、噴火、航空機、列車事故等の大規模な災害等（以下「災害」という。）が発生し、被災地域の精神保健医療機能が一時的に低下した場合に、専門的な知見に基づいて、被災地域の精神保健医療におけるニーズを速やかに把握し、専門性の高い精神科医療の提供と精神保健活動の支援を行うために、専門的な研修・訓練を受けて、神奈川県によって組織される災害派遣精神医療チームのことをいう。

(2) 運用の基本方針

ア 平時

(ア) 神奈川県は、厚生労働省が実施するD P A T研修に参加し、かながわD P A Tの派遣予定者に対して、研修内容の伝達を行うとともに、精神保健上の専門的対応技術及び相談支援技術の習得及びスキルアップ、チーム活動手法の訓練、活動報告の方法等の周知を目的として研修を実施する。

(イ) また、D P A T事務局（厚生労働省の委託事業）に必要な情報を登録するとともに、情報交換を行い、広域災害救急医療情報システム（Emergency Medical Information System: E M I S）の運用を行い、同事務局が主催する研修等に参加するなどして、情報収集に努める。

イ 発災後

(ア) 神奈川県外で発災した場合、かながわD P A Tは、被災した都道府県等または、厚生労働省からの派遣要請に基づき派遣される。

(イ) 神奈川県内で発災した場合、かながわD P A Tは、かながわD P A T調整本部で協議の上、派遣される。

(ウ) かながわD P A Tは、被災都道府県等のD P A T調整本部の指示で活動する。

2 かながわD P A Tの登録

かながわD P A Tとして活動するのは、原則として、神奈川県が主催するかながわD P A T研修（以下「研修」という。）を受講し、かながわD P A T運営委員会（以下「委員会」という。）の承認を受け、かながわD P A T登録名簿に登録されている者とする。

登録は、個人及び医療機関等とする。（以下「登録医療機関等」という。）

個人については、研修を受講し、修了証を授与され、委員会の承認を受けた者とする。

医療機関等については、同一所属で、医師、保健師又は看護師及び業務調整員のそれぞれ1名以上が研修を受講し、修了証を授与された上、医療機関等としてD P A T活動への

協力意思を有しており、委員会が承認するものとする。

承認後、神奈川県精神保健福祉センターを除く日本D P A T医療機関については、日本D P A T派遣のために神奈川県と医療法及び感染症法に基づく協定を締結するものとする。行政機関を除く医療機関については、神奈川県と「かながわD P A Tに係る協定書」を締結するものとする。

3 派遣要請

- (1) 神奈川県は、被災した都道府県等から派遣要請を受けた場合は、登録医療機関等の長に対してかながわD P A Tの派遣を要請する。
- (2) 登録医療機関等の長は、神奈川県からの派遣要請を受け、かながわD P A Tの派遣が可能と判断した場合、速やかにD P A T構成員を組織する。
- (3) 都道府県等からの要請がない場合でも、神奈川県知事が特に必要と判断した場合、かながわD P A T統括者（以下「統括者」とする。）はD P A T調整本部を立ち上げ、神奈川県は、登録医療機関等の長に対してかながわD P A Tの派遣を要請することができる。
- (4) 統括者は、関係機関等と調整のうえ、想定される業務等に係る情報を速やかにかながわD P A Tに提供する。

4 待機要請

- (1) 神奈川県、厚生労働省は、自然災害又は人為災害が発生し、被災地域外からの精神保健医療の支援が必要な可能性がある場合は、派遣要請の手順に準じて、D P A T派遣のための待機を要請する。
- (2) 神奈川県は、次の場合には、被災の状況にかかわらず、かながわD P A T派遣のための待機要請の検討を行う。
 - －東京都 23 区で震度 5 強以上の地震が発生した場合
 - －その他の地域で震度 6 弱以上の地震が発生した場合
 - －特別警報が発出された場合
 - －大津波警報が発表された場合
- (3) なお、待機を要請した場合、その解除は神奈川県が行う。

5 活動の枠組み

(1) かながわDPATの定義

ア かながわDPATは、発災直後から被災状況に係る情報の収集及び派遣要請に基づく派遣等の活動を開始する。

イ かながわDPATは、被災地の交通事情やライフラインの障害等、あらゆる状況を想定し、交通手段や通信手段、宿泊、日常生活等で自立して活動する。

ウ かながわDPATのうち、特に発災後概ね48時間以内に、被災した地域で活動できるチームを日本DPATとする。日本DPATは、主に本部機能の立ち上げやニーズアセスメント、急性期の精神科医療ニーズへの対応等の役割を担う。

(2) かながわDPATの構成・活動期間

かながわDPATは、医師、保健師又は看護師及び業務調整員、各1名以上（1チーム通常3～5名）をチーム編成の基本とする。

日本DPATを構成する医師は、精神保健指定医とする。

かながわDPATの活動期間は、1チームあたり1週間（移動日2日、活動日5日）を標準とする。

(3) かながわDPATの統括

ア かながわDPATの統括者、副統括者

かながわDPATの統括者は、神奈川県精神保健福祉センター所長とし、DPAT副統括者（以下「副統括者」とする。）は、各政令市精神保健福祉センター所長、及びDPAT事務局が行う研修を受講している精神科医師とする。

なお、神奈川県内で発災した場合、統括者は、活動が長期にわたる等支援が必要なときには、副統括者と調整を図り、副統括者が統括者の役割を務めることができる。

イ DPAT調整本部（都道府県等の統括）

神奈川県内で発災した場合、神奈川県は、統括者と協議し、DPAT調整本部を立ち上げる。DPAT調整本部は、県保健医療調整本部長の指揮下で活動する。発災直後から活動の終結までの間、県内で活動するすべてのDPATを統括する。

神奈川県外で発災した場合、かながわDPATは、派遣された都道府県等のDPAT調整本部の指揮下に置かれる。

ウ DPAT活動拠点本部（保健所圏域、市町村等での統括）

DPAT活動拠点本部は、DPAT調整本部の指揮下に置かれる。

DPAT活動拠点本部は、参集したDPATの指揮、調整、管内の精神保健医療に関する情報収集、DPAT調整本部、DPAT活動拠点本部、地域災害医療対策会議、保健所等との連絡調整等の業務を行う。

(4) 災害時の情報システムの利用

ア 広域災害救急医療情報システム（E M I S : Emergency Medical Information System）

災害時の精神科医療機関の情報、避難所の情報、D P A Tの活動状況等を把握するために、E M I Sの情報を利用する。

イ 災害時診療概況報告システム（J - S P E E D : Japan-Surveillance in Post Extreme Emergencies and Disasters）

活動中の活動記録は、基本的にJ - S P E E Dを利用する。

ウ その他必要に応じ、情報システムを利用する。

（5）派遣の流れ

ア 神奈川県外で発災した場合

被災した都道府県等から派遣要請を受けた神奈川県は、統括者と派遣の必要性について協議し、派遣可能日程を要請元に回答する。

被災した都道府県等から活動地域の指定を受けた神奈川県は、被災都道府県と協議し、速やかにかながわD P A Tを派遣する。

イ 神奈川県内で発災した場合

神奈川県は、被災地域及び統括者と協議し、かながわD P A Tの派遣の必要性を検討する。

派遣を決定した場合、活動地域、活動内容、スケジュール等について被災地域の担当者と協議し、速やかにかながわD P A Tを派遣する。

6 活動内容

かながわD P A Tは、原則として、D P A T調整本部、又は被災地域の災害拠点病院、精神科病院、保健所、避難所等に設置されるD P A T活動拠点本部に参集し、その調整下で以下の活動を行う。また、D P A T活動拠点本部が立ち上がっていない場合には、その地域に先着したかながわD P A Tは、D P A T活動拠点本部を設置し、当面の責任者になる。

活動にあたっては、D M A T、警察、消防、保健所、病院、避難所等と連携を密に行うこととする。

（1）本部活動

ア D P A T調整本部、D P A T活動拠点本部において、D P A Tの指揮調整、情報収集、関係機関等との連絡調整等の本部活動を行う。

（2）情報収集とニーズアセスメント

ア E M I SやJ - S P E E D、関係機関からの情報等により被災地域の精神科医療機関、避難所、医療救護所等の精神保健医療ニーズを把握する。

イ 被災状況の把握ができない精神科医療機関等があった場合は、安全を確保した上で、直接出向き、状況の把握に努める。

ウ 収集した情報を基に、活動場所における精神保健医療に関するニーズのアセスメントを行う。

(3) 情報発信

ア かながわDPATの活動内容は、DPAT活動拠点本部に、活動拠点本部が立ち上がっていない場合は、DPAT調整本部に報告する。

イ 地域災害医療対策会議等における、他の保健医療チーム（DMAT、JMAT、日赤救護班、DHEAT等）への情報発信を行い、EMISでの情報発信を行う。

ウ 活動が県外の場合には、神奈川県にも報告する。

(4) 被災地での精神科医療の提供

ア 災害によって障害された既存の精神科医療の補完を行う。

イ 避難所、在宅の被災者に対する精神科医療の提供を行う。

(5) 被災地での精神保健活動及びその支援

ア 災害のストレスによって心身の不調をきたした住民への対応

イ ストレス反応等に対する心理教育の実施

ウ 精神疾患、精神不調の発生予防

これらの支援を行うにあたっては、サポートの必要性の高い住民（遺族、行方不明者の家族、高齢者、妊婦、幼い子どもを抱えた家族、子ども、外国人等）へ配慮する。

(6) 被災した医療機関への専門的支援（患者避難への支援も含む）

(7) 支援者（地域の医療従事者、救急隊員、行政職、保健職等）への専門的支援

(8) 精神保健医療に関する普及啓発

被災地域のニーズに応じて、行政、教育、保健福祉等の関係者や一般住民に対する普及啓発を行う。

(9) 活動記録

活動地域に記録を残し、EMIS、J-SPEEDに記録を保存すると同時に、神奈川県に報告を行う。

(10) 活動情報の引き継ぎ

- ア かながわD P A T同士、十分な情報の引き継ぎを行う。
- イ 医療機関、避難所、保健所等に、十分な情報の引き継ぎを行う。
- ウ 活動地域が県外の場合には、神奈川県にも情報の引き継ぎを行う。

(11) 活動の終結

- ア 神奈川県外で発災した場合、かながわD P A T活動の終結は、被災都道府県と神奈川県が協議して決定する。
- イ 神奈川県内で発災した場合、かながわD P A T活動の終結は、神奈川県が、被災地域の精神医療関係者等の意見を踏まえて決定する。

7 費用

災害救助法が適用された場合、かながわD P A Tの派遣に要した費用は、神奈川県が被災都道府県に求償する。

災害救助法が適用にならない場合、かながわD P A Tの派遣に要した費用は、神奈川県が派遣を要請した場合にのみ、神奈川県が負担する。

ただし、待機に係る費用については、登録医療機関の負担とする。

8 保障

かながわD P A Tの構成員が、D P A T活動のために死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となった場合に備え、県はあらかじめ登録医療機関と事前の取り決めを行う。

9 新興感染症に係るD P A Tの活動

(1) 派遣要請

ア 神奈川県内で新興感染症が蔓延した場合

新興感染症に係る患者が増加し、通常精神保健医療提供体制の機能維持が困難、又はその恐れがあると認められる場合に、神奈川県は統括者とかながわD P A Tの派遣の必要性について協議する。

派遣を決定した場合、神奈川県が登録医療機関等にかながわD P A Tの派遣を依頼する。

神奈川県外からの精神保健医療の支援が必要な場合は、他の都道府県にD P A Tの派遣を要請する。都道府県間での調整が整わないときは、神奈川県が厚生労働省（D P A T 事務局を含む）に対して、派遣調整を要請する。

イ 神奈川県外で新興感染症が蔓延した場合

神奈川県は、新興感染症が蔓延している都道府県等から派遣要請を受けた場合は、

統括者とかながわD P A Tの派遣の必要性について協議する。

派遣を決定した場合、派遣要請を受けた都道府県等と調整の上、速やかにかながわD P A Tを派遣する。

(2) 新興感染症に係る活動内容

神奈川県の子患者受入れを調整する機能を有する組織・部門での精神疾患を有する患者の入院調整や、クラスターが発生した精神科医療機関等の感染制御や業務継続の支援を感染症の専門家とともに挙う。

(3) 活動の終結

ア 新興感染症に係る活動の終結について、神奈川県内での活動は神奈川県が感染症の専門家や精神医療関係者等の意見を踏まえて決定する。その際、必要に応じてD P A T事務局等と相談する。

イ 新興感染症に係る活動の終結について、神奈川県外の場合はD P A T派遣を要請した都道府県と神奈川県が協議して決定する。

(4) 費用の支弁

日本D P A Tの派遣に要した費用は、新興感染症発生・まん延時において、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。）第36条の3の規定に基づく医療措置協定を締結した医療機関がD P A Tを派遣した場合には、感染症法第58条の規定により、神奈川県が支弁する。

日本D P A Tを除くかながわD P A Tの派遣に要した費用は、神奈川県が派遣を要請した場合にのみ、神奈川県が負担する。

ただし、待機に係る費用については、登録医療機関の負担とする。

附 則

この要領は、平成29年10月6日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年7月18日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年3月9日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年3月17日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年2月16日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年3月4日から施行する。ただし、適用は令和6年1月1日からとする。

附 則

この要領は、令和6年7月23日から施行する。ただし、適用は令和6年4月1日からとする。

附 則

この要領は、令和7年3月27日から施行する。ただし、適用は令和6年4月1日からとする。

附 則

この要領は、令和7年7月10日から施行する。ただし、適用は令和7年4月1日からとする。